

地方自治体のための環境法令改正情報（12月分）

※この情報は、「[対象環境法一覧表](#)」に掲載されている法令のうち、官報で公布された内容に基づき、地方自治体の EMS 運用に関連があると思われる改正事項を抜粋しています（条例は含みません）。

1. 地球温暖化対策推進法

- ①特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件（経済産業省・環境省告示第 12 号）
- ②温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件（経済産業省・環境省告示第 13 号）
- ③温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（経済産業省・環境省告示第 14 号）

告示日	平成 29 年 12 月 20・21・22 日	施行日	-
概要	<p>①②特定排出者（二酸化炭素等の温室効果ガスを一定量以上排出する事業者）が、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、温室効果ガス排出量の算定の際に使用する平成 28 年度の電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数等が公表された。</p> <p>③ 政府及び地方公共団体が、実行計画における温室効果ガス総排出量の算定の際に使用する平成 28 年度の電気事業者別排出係数及び代替値が公表された。</p> <p>※①～③は、いずれも平成 29 年度の実績値の算定用（平成 30 年度報告分）</p>		
関連情報	<p>環境省（報道発表資料）</p> <p>①②http://www.env.go.jp/press/104919.html</p> <p>③ http://www.env.go.jp/press/104920.html</p>		

2. 労働安全衛生法

- ①労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働省告示第 364 号）
- ②労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 365 号）

公布日	平成 29 年 12 月 27 日	適用日	平成 30 年 1 月 1 日
概要	<p>①労働安全衛生法第 57 条の 4 第 1 項に規定する新規化学物質（192 種類）の名称が公表された。</p> <p>②労働安全衛生規則に基づく「有害物ばく露作業報告対象物質」について、18 物質が削除、3 物質が新たに追加された。新たに追加された 3 物質については、平成 30 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの 1 年間に 1 事業所で製造、又は取り扱った量が 500kg 以上となった場合には、労働安全衛生規則に基づく報告書の提出を行う。</p>		
関連情報	<p>厚生労働省（都道府県への通達）</p> <p>②http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T171227K0030.pdf</p>		

3. その他改正情報

名 称	公布日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 4 第 1 項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第 101 号、102 号）	平成 29 年 12 月 5 日
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 304 号）	平成 29 年 12 月 13 日
農薬を登録した件（農林水産省告示第 2073 号～2076 号）	平成 29 年 12 月 13 日
農薬を再登録した件（農林水産省告示第 2077 号、2078 号）	平成 29 年 12 月 13 日
農薬の登録が失効した件（農林水産省告示第 2079 号）	平成 29 年 12 月 13 日
自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件（環境省告示第 103 号）	平成 29 年 12 月 13 日
廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第 16 条第 3 項に規定する産業廃棄物処理事業振興財団の住所等の変更の申請があった件（環境省告示第 104 号）	平成 29 年 12 月 18 日
土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 29 号）	平成 29 年 12 月 27 日
汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（環境省令第 30 号）	平成 29 年 12 月 27 日
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（環境省令第 31 号）	平成 29 年 12 月 27 日

【今月のトピックス】

2016 年度（平成 28 年度）の温室効果ガス排出量（速報値）

平成 29 年 12 月 11 日、環境省と国立環境研究所は、2016 年度の我が国の温室効果ガス排出量（速報値）を公表しました。

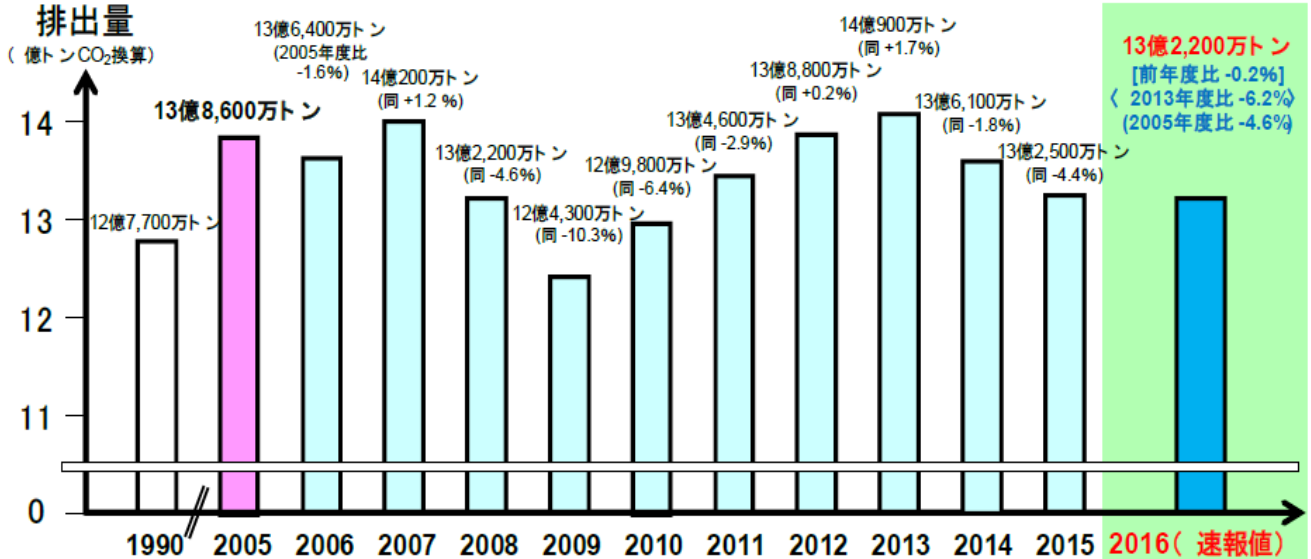
なお、このときの算定に用いた「平成 28 年度（2016 年度）エネルギー需給実績（速報）」において、集計の誤りが発覚し、平成 29 年 12 月 25 日に公表値が修正されたため、平成 30 年 1 月 9 日、2016 年度温室効果ガス排出量（速報値）についても公表値を修正しています。

公表によると、2016 年度の温室効果ガスの総排出量は 13 億 2,200 万トン（二酸化炭素（CO₂）換算）で、前年度比 0.2%減（2013 年度比 6.2%減、2005 年度比 4.6%減）でした。

前年度からの減少要因としては、再エネの導入拡大や原発の再稼働などにより、エネルギー起源の CO₂ 排出量が減少したことなどが挙げられています。

我が国の温室効果ガス排出量（2016年度速報値）

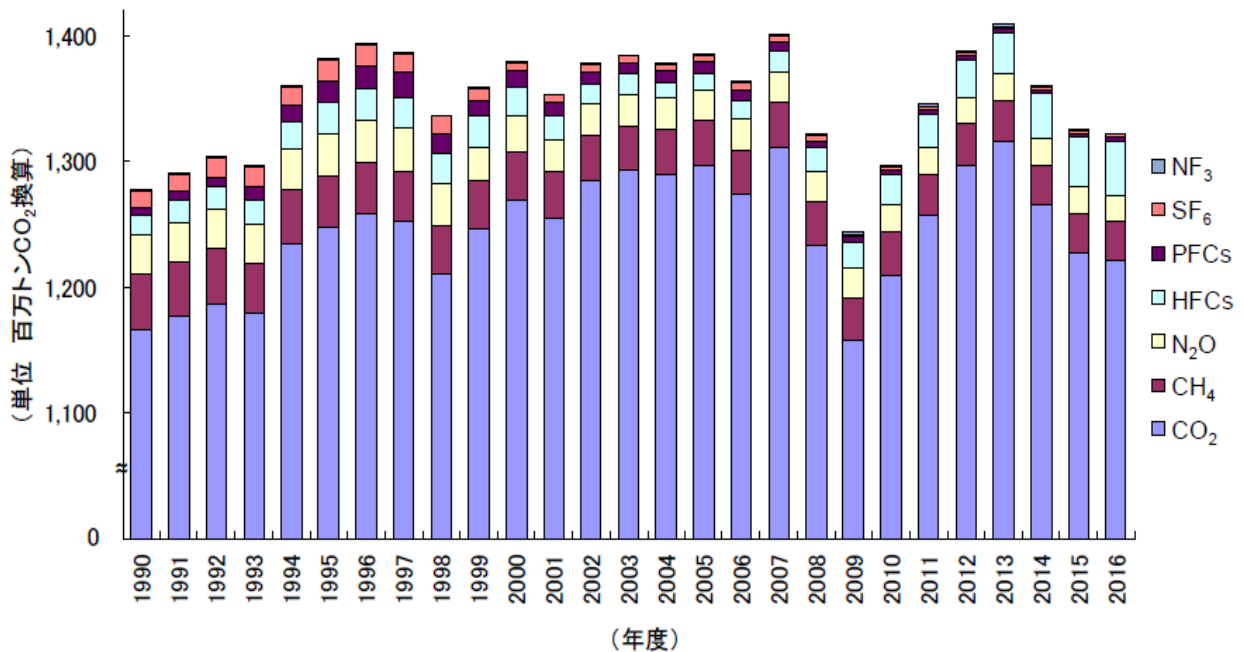
- 2016年度(速報値)の総排出量は13億2,200万トン(前年度比-0.2%、2013年度比-6.2%、2005年度比-4.6%)
- 前年度/2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、オゾン層破壊物質からの代替に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量が増加した一方で、再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等により、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したことが挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が減少した要因としては、オゾン層破壊物質からの代替に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量が増加した一方で、産業部門や運輸部門におけるエネルギー起源のCO₂排出量が減少したことが挙げられる。



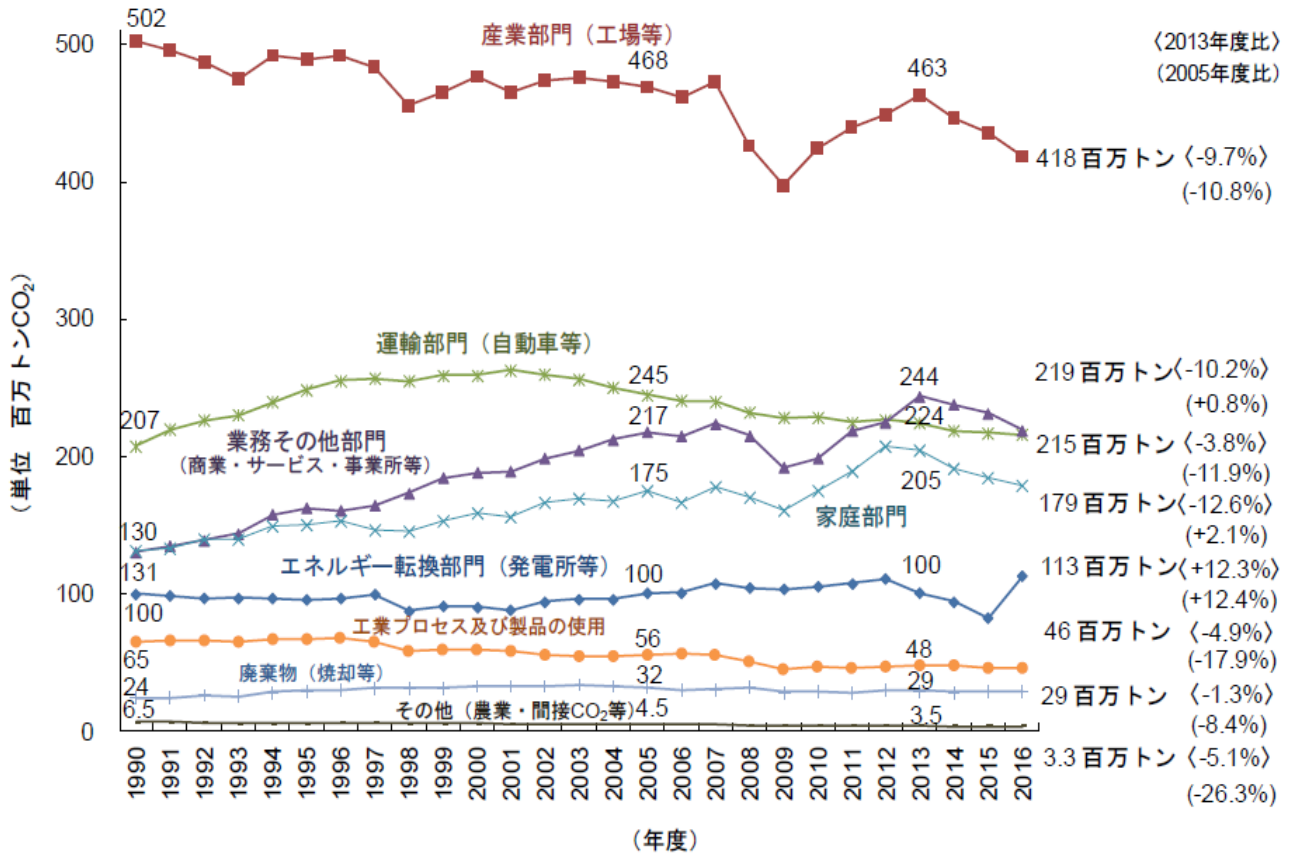
注1 2016年度速報値の算定に用いた各種統計等の年報値について、速報値の算定時点で2016年度の値が未公表のものは2015年度の値を代用している。また、一部の算定方法については、より正確に排出量を算定できるよう見直しを行っている。このため、今回とりまとめた2016年度速報値と、2018年4月に公表予定の2016年度確報値との間で差異が生じる可能性がある。なお、確報値では、森林等による吸収量についても算定、公表する予定である。

注2 各年度の排出量及び過年度からの増減割合(「2005年度比」等)には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

【各温室効果ガスの排出量の推移】



【部門別 CO₂ 排出量（電気・熱配分後）の推移】



※1. 〈 〉内の数字は各部門の2016年度排出量の2013年度排出量からの増減率。

※2. 〈 〉内の数字は各部門の2016年度排出量の2005年度排出量からの増減率。

【各部門のエネルギー起源 CO₂ 排出量（電気・熱配分後）】

	1990年度 〔シェア〕	2005年度 〔シェア〕	2013年度 〔シェア〕	2015年度 〔シェア〕	2016年度（速報値）			
					排出量 〔シェア〕	変化率		
						2005年度比	2013年度比	2015年度比
合計	1,070 〔100%〕	1,206 〔100%〕	1,235 〔100%〕	1,150 〔100%〕	1,144 〔100%〕	-5.2%	-7.4%	-0.5%
産業部門 （工場等）	502 〔46.9%〕	468 〔38.9%〕	463 〔37.4%〕	435 〔37.8%〕	418 〔36.5%〕	-10.8%	-9.7%	-4.0%
運輸部門 （自動車等）	207 〔19.4%〕	245 〔20.3%〕	224 〔18.1%〕	217 〔18.9%〕	215 〔18.8%〕	-11.9%	-3.8%	-0.8%
業務その他部門 （商業・サービス・事業所等）	130 〔12.2%〕	217 〔18.0%〕	244 〔19.7%〕	231 〔20.1%〕	219 〔19.1%〕	+0.8%	-10.2%	-5.3%
家庭部門	131 〔12.2%〕	175 〔14.5%〕	205 〔16.6%〕	184 〔16.0%〕	179 〔15.7%〕	+2.1%	-12.6%	-2.9%
エネルギー転換部門 （発電所等）	99.8 〔9.3%〕	100 〔8.3%〕	100 〔8.1%〕	82.0 〔7.1%〕	113 〔9.8%〕	+12.4%	+12.3%	+37.3%

（単位：百万トンCO₂）

※環境省（報道発表資料）

・平成30年1月9日 「2016年度（平成28年度）の温室効果ガス排出量（速報値）の修正について」

<http://www.env.go.jp/press/104999.html>

（平成30年1月 進藤）

株式会社 知識経営研究所（担当者：伊藤、進藤、二上）

〒106-0045 東京都港区麻布十番2-11-5 麻布新和ビル4F

TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422 e-mail: info@kmri.co.jp